

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市役所

## 目 次

規 則	ページ
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【環境局循環社会推進部業務課】	4 3 7
告 示	
道路の区域変更【建設局総務部管理課】	4 3 8
排水設備指定工事店の指定の取消し【建設局総務部下水道経営課】	4 3 9
公 告	
一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所】	4 4 0
物品調達契約に係る一般競争入札の公告【契約室契約課】	4 4 4
交 通 局	
北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	4 4 5

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第4号

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（平成23年北九州市条例第27号）の施行期日は、平成24年4月1日とする。

北九州市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成24年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
734	北方3号線	前	北九州市小倉南区北方三丁目1297番地先から北九州市小倉南区北方三丁目1206番4地先まで	4.8 ↘ 9.0	160.0
		後	北九州市小倉南区北方三丁目1298番地先から北九州市小倉南区北方三丁目1206番4まで	8.9 ↘ 11.2	160.0

北九州市告示第34号

北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）第12条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成24年2月23日

北九州市長 北橋健治

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
2040	西部住機株式会社 竹森輝夫	北九州市小倉北区古 船場町5番23号	平成23年9月1 日

北九州市公告第147号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月23日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所  
北九州市八幡東区中央二丁目1番1号  
北九州市建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所
  - (2) 期間  
この公告の日（以下「公告日」という。）から平成24年4月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
  - (1) 場所  
ア 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号  
北九州市建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所  
イ 北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課  
ウ 各区役所総務企画課
  - (2) 期間  
公告日から平成24年4月9日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
  - (1) 場所  
北九州市八幡東区中央二丁目1番1号  
北九州市建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所
  - (2) 期間  
平成24年3月1日から同月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- 5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市役所本庁舎15階15A会議室

6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

b 暴力団員の内妻等が代表取締役を勤めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む）

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む）

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

f 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む）

g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

## 7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

北九州市建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所

(2) 受付期間

平成24年4月23日から同年8月31日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

## 11 入札に係る問い合わせ先

北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

北九州市建築都市局住宅部丸山・大谷開発事務所

電話 093-662-1110

## 別表 売り払う物件

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地目	実測面積	最低売却価格	

1	八幡東区西 丸山 132 番 3 ほか	宅地	314.37 m <sup>2</sup>	13,450,000 円	平成 24 年 4 月 9 日 (月) 午 後 1 時 30 分
---	---------------------------	----	-----------------------	--------------	--

北九州市公告第148号

一般競争入札により、緊急通報システム端末設備の物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年2月23日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び予定数量	緊急通報システム端末設備 318台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	契約期間	平成24年4月2日から平成25年3月31日まで
	納入場所	市の指示する場所
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成21年度以降において、北九州市（水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	期間	この公告の日から平成24年3月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成24年3月5日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	平成24年3月22日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月27日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課
	日時	平成24年3月27日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方式	入札及び契約は1台当たりの単価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 入札の執行	この契約の入札については、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、入札を行わないことによる補償は、行わない。	
11 契約の締結	この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。	
12 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書の交付は、第3項に示す日時及び場所において無償で行う。また、北九州市契約室ホームページに掲載する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注2）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問い合わせ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1	北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2	北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。	

北九州市交通局管理規程第1号

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年2月23日

北九州市交通局長 西 之 原 鉄 也

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局就業規程等の一部を改正する規程（平成23年北九州市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

付則別表を次のように改める。

付則別表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	125,900	160,400	191,300	219,000
2	128,600	166,200	198,300	226,000
3	132,100	172,400	205,400	233,000
4	135,600	178,600	212,200	240,100
5	139,900	184,800	219,000	247,200
6	144,600	191,100	226,000	254,600
7	149,300	198,000	233,000	261,900
8	154,000	204,900	240,200	269,100
9	159,800	211,700	247,300	276,500
10	165,600	218,500	254,600	283,900
11	171,600	225,500	262,000	290,600
12	177,600	232,400	269,200	298,100
13	183,700	238,900	276,300	305,400
14	189,800	245,100	282,100	312,600
15	195,900	251,100	288,300	319,900
16	202,000	257,000	294,400	326,900
17	208,100	262,600	300,100	333,600
18	213,800	267,800	305,600	340,000
19	219,400	272,600	311,000	346,400
20	224,800	277,300	316,300	352,200
21	230,000	282,300	321,300	357,700
22	235,300	286,800	326,100	363,100
23	240,500	290,800	330,900	368,500
24	245,100	294,200	335,600	373,100
25	249,600	297,300	340,100	377,100
26	253,500	300,000	344,500	381,100
27	257,200	302,500	348,700	385,000
28	260,200	305,000	352,800	388,800
29	262,600	307,000	356,600	392,500
30	264,900	308,900	360,300	396,200
31	267,000	310,800	364,000	399,800
32	269,000	312,600	367,500	403,300
33	271,000	314,100	371,000	
34	272,300	315,800		
35		317,300		
36		318,700		

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。